

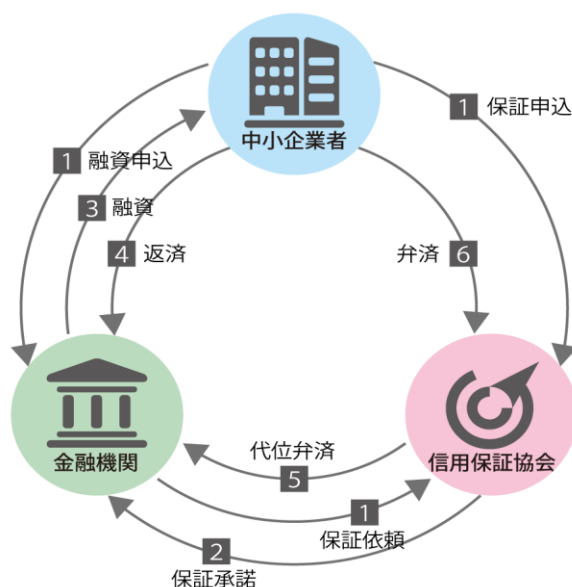
I. 信用保証協会とは

事業の維持、創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

II. 信用保証制度の仕組み

信用保証制度は、中小企業者、金融機関および信用保証協会の三者関係で成りたっており、その仕組みは次のとおりです。

1. 中小企業者が保証付融資を受ける場合、金融機関を経由する方法と信用保証協会へ直接申込み方法があります。
2. 信用保証協会は企業の経営内容を審査し、保証の諾否を金融機関に通知します。
3. 保証の承諾を受けた金融機関は融資を実行します。そのとき、中小企業者には利息とは別に所定の信用保証料をご負担いただきます。
4. 融資条件に基づき金融機関へご返済いただきます。
5. 万一その期限に返済が不可能となった場合は、金融機関の請求により信用保証協会が中小企業者（借入人）に代わって借入金を金融機関へ返済（代位弁済）します。
6. 代位弁済後は、中小企業者（借入人）と相談しながら、信用保証協会へご返済いただくこととなります。



- 1 中小企業者が保証付き融資を受ける場合、金融機関を経由する方法と信用保証協会へ直接申込み方法があります。
- 2 信用保証協会は企業の経営内容を審査し、保証の諾否を金融機関に通知します。
- 3 保証の承諾を受けた金融機関は融資を実行します。そのとき、中小企業者には利息とは別に所定の信用保証料をご負担いただきます。
- 4 融資条件に基づき金融機関へご返済いただきます。
- 5 万一その期限に返済が不可能となった場合は、金融機関の請求により信用保証協会が中小企業者（借入人）に代わって借入金を金融機関へ返済（代位弁済）します。
- 6 代位弁済後は、中小企業者（借入人）と相談しながら、信用保証協会へご返済いただくこととなります。

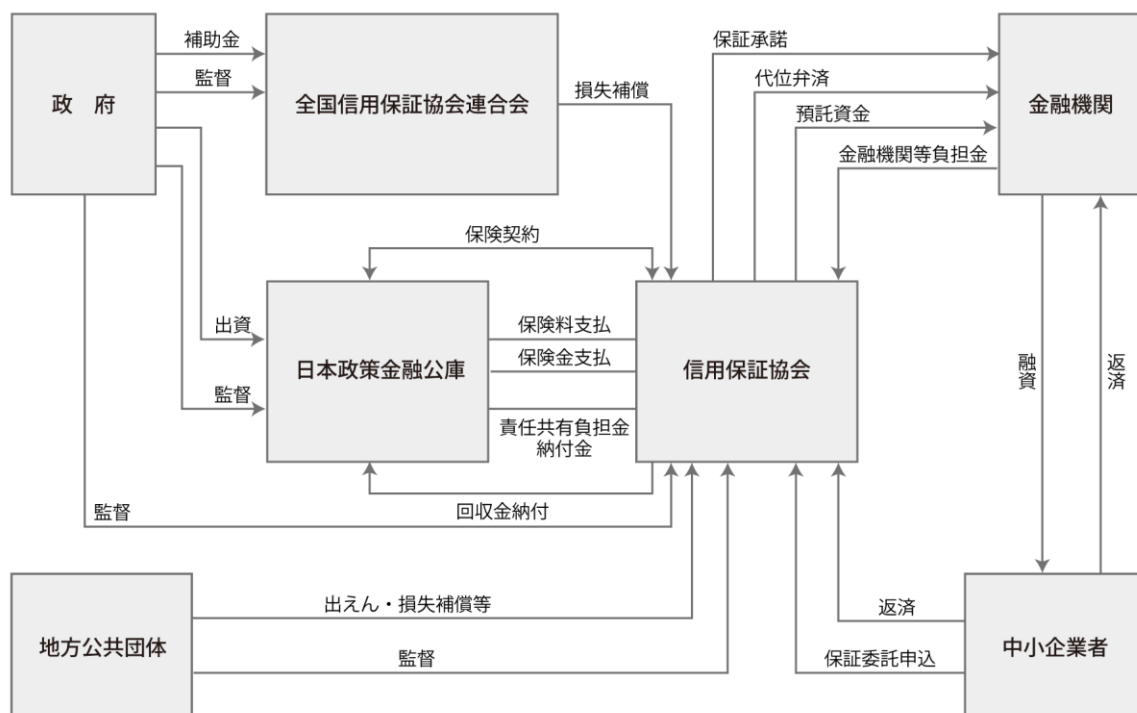
Ⅲ. 信用補完制度の仕組み

信用保証協会は保証業務にともなうリスクに備えて、十分な資金的裏付けを必要としますが、このために国、道、市町村、金融機関から基金の拠出を受けて運営の基礎としています。

また、日本政策金融公庫（国）からは信用保険によるバックアップを受けるとともに、地方公共団体などから一部損失補償による補てんを受けています。

信用保証協会はこの支払いを受けた保険金や損失補償金を受領後、中小企業者から回収の都度、日本政策金融公庫や地方公共団体などへ返納します。

このように、信用保証、信用保険、損失補償は有機的に結合し、中小企業金融対策の重要な一環として不可欠な役割を担っていますが、これらは総称して信用補完制度と呼ばれています。



IV. 責任共有制度

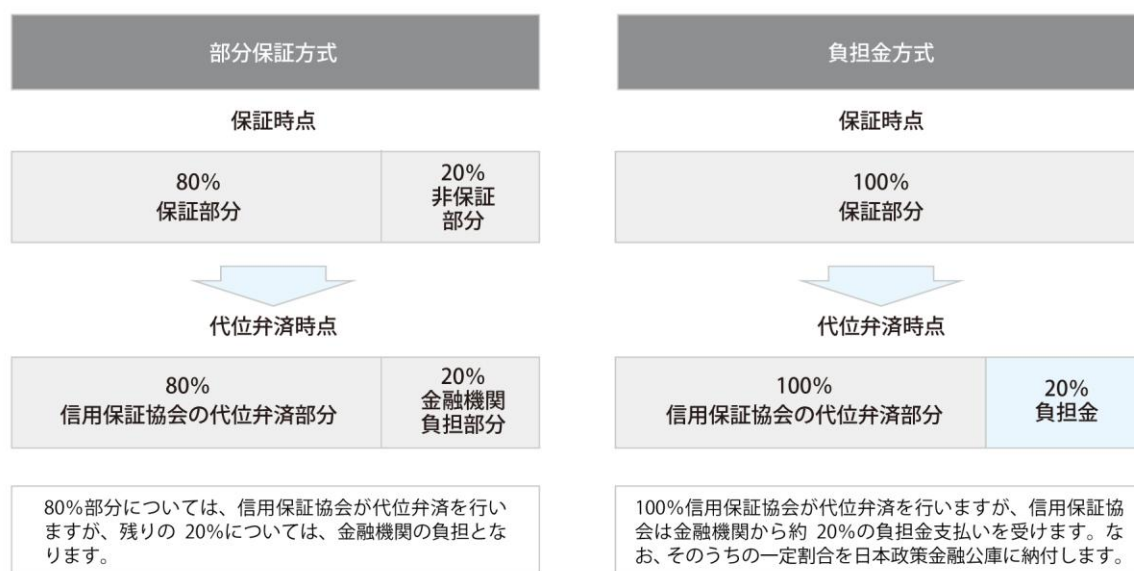
1. 責任共有制度の概要

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。

責任共有制度には「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、そのいずれかの方式を各金融機関が選択することとなっています。

部分保証方式は、個別貸付金の80%（一部の保証を除く）を信用保証協会が保証し、負担金方式は、保証時点では100%保証ですが、代位弁済状況に応じて、金融機関は信用保証協会に対し負担金を支払うことにより、部分保証と同等の負担を負うこととなっています。

なお、中小企業特定社債保証制度、流動資産担保融資保証制度等、一部の保証制度は、金融機関の選択方式にかかわらず部分保証となっています。



2. 責任共有制度の対象外となる保証

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、以下の保証については責任共有制度の対象外となります。

- (1) 災害関係保証
- (2) 危機関連保証
- (3) 経営安定関連（セーフティネット）保証1号～4号および6号
- (4) 東日本大震災復興緊急保証
- (5) 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
- (6) 無担保無保証人保証（特別小口保証）
＜ただし、NPO法人の場合は、医業を主たる事業とする小規模NPO法人を除き、責任共有制度の対象となります＞
- (7) 小口零細企業保証（全国小口）
＜ただし、NPO法人の場合は、医業を主たる事業とする小規模NPO法人を除き、責任共有制度の対象となります＞
- (8) 事業再生保証
- (9) 求償権消滅保証
- (10) 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）

このほか、事業再生計画実施関連保証（通称：経営改善サポート保証）を利用する場合、責任共有制度の対象外である保証付借入金を同額以内（借換対象借入金の残高以内）で借換する場合は、責任共有制度の対象外となります。

V. 信用保証を利用できる金融機関

信用保証協会の業務方法書第6で「金融機関の範囲」として「銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合及びそれぞれの連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、保険会社及び信託会社」と規定しています。

これら金融機関のうち、信用保証を利用できるのは、信用保証協会と保証付融資に関する基本契約（約定書）および責任共有制度における負担金方式、部分保証方式のいずれかに関する契約書を締結している金融機関です。

また、代理貸の保証、追認保証および特定社債（私募債）保証を利用できるのは信用保証協会との間で覚書を締結している金融機関に限ります。

このほか、「特定信用状関連保証」および「一括支払契約保証」を利用するには、別に信用保証協会との間で同保証制度専用の約定書の締結が必要となります。

約定書・覚書締結金融機関一覧表

金融機関		約定書・覚書	約定書	代理貸付覚書		追認覚書	特定社債 覚書
				商工中金	信金中金		
都市銀行	みずほ銀行		○			○	○
	三菱UFJ銀行		○			○	○
	三井住友銀行		○			○	○
	りそな銀行		○			○	○
地方銀行	北海道銀行		○			○	○
	青森みちのく銀行						
	秋田銀行		○			○	
	七十七銀行		○				
	第四北越銀行		○			○	○
	北陸銀行		○			○	○
第二地方銀行	北洋銀行		○			○	○
その他の銀行	イオン銀行		○				
信用金庫	北海道信用金庫		○		○	○	○
	室蘭信用金庫		○		○	○	○
	空知信用金庫		○		○	○	○
	苫小牧信用金庫		○		○	○	○
	北門信用金庫		○		○	○	
	伊達信用金庫		○		○	○	
	北空知信用金庫		○		○	○	○
	日高信用金庫		○		○	○	
	渡島信用金庫		○		○	○	
	道南うみ街信用金庫		○		○	○	
	旭川信用金庫		○		○	○	
	稚内信用金庫		○		○	○	○
	留萌信用金庫		○		○	○	○
	北星信用金庫		○		○	○	
	帯広信用金庫		○		○	○	○
	釧路信用金庫		○		○	○	○
	大地みらい信用金庫		○		○	○	○
	北見信用金庫		○		○	○	○

	網走信用金庫	○		○	○	
	遠軽信用金庫	○		○	○	
信用組合	北央信用組合	○	○		○	
	札幌中央信用組合	○	○		○	
	函館商工信用組合	○	○		○	
	空知商工信用組合	○	○		○	
	十勝信用組合	○	○		○	
	釧路信用組合	○	○		○	
	ウリ信用組合	○				
	あすか信用組合	○				
その他の金融機関	SBI 新生銀行	○				○
	あおぞら銀行	○				○
	農林中央金庫	○				○
	商工組合中央金庫	○			○	○
	日本政策投資銀行	○				
信託銀行	みずほ信託銀行	○				
	三井住友信託銀行	○				
連合会	信金中央金庫	○				
	北海道信用農業協同組合連合会	○				
	北海道信用漁業協同組合連合会	○				
損害保険会社	損害保険ジャパン日本興亜	○				
労働金庫	北海道労働金庫	○				
農業協同組合	札幌市農業協同組合	○				
	道央農業協同組合	○				
	あさひかわ農業協同組合	○				
	新函館農業協同組合	○				
	伊達市農業協同組合	○				
	函館市亀田農業協同組合	○				
	ふらの農業協同組合	○				
	阿寒農業協同組合	○				
	木野農業協同組合	○				
	とまこまい広域農業協同組合	○				
	道北なよろ農業協同組合	○				
	とうや湖農業協同組合	○				